

公立大学法人（府立大学・市立大学） の統合について

平成29年8月30日
府民文化部

統合の取組経過

■ 2015(平成27)年2月

- ・両大学による「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を公表

■ 2015（平成27）年12月

- ・府議会において、統合関連議案（第2期中期目標の変更）が可決
（大阪市会は、2016年（平成28年）1月に可決）

■ 2016(平成28)年4月

- ・第3回副首都推進本部会議において、まずは両大学を運営する公立大学法人の統合を行い、
その後に大学統合を進めるという方向性を軸に検討を進めることになった

～以後、両大学法人の意見も聞きながら、新たな法人の設立・運営に向けて必要な事項等について検討～

■ 2016（平成28）年10月

- ・府議会において、府立大学にかかる第3期中期目標が可決

■ 2017(平成29)年8月

- ・第10回副首都推進本部会議において、法人統合の計画案を協議

⇒本日の府戦略本部会議を経て、9月議会に法人統合関連議案を提出予定

法人統合の基本的考え方

- 法人運営の一元化による効果を発揮し、新大学への移行をより円滑に進めるため、まず法人統合を実現し、その後大学統合をめざす。

1 法人統合の趣旨

- (1) 公立大学としての役割と責任を果たしていくため、ガバナンスの強化を図り、選択と集中の視点から構造的な改革及び資源の効果的な活用を行えるよう、経営を一体化する
- (2) 法人統合後、一元化された新理事長のもとで、大学統合を目指す

2 法人統合の手法

新設合併（地方独立行政法人法第112条）

- * 「公立大学法人大阪」を新たに設立し、現在の「公立大学法人大阪府立大学」及び「公立大学法人大阪市立大学」の権利義務の全部を承継させる

3 法人統合の時期

2019年(平成31年)4月から、新法人による業務をスタート

- (* 法人統合後、2022年(平成34年)4月の大学統合を目指し、検討を推進)

新法人の概要 <「定款」記載事項（主なもの）①>

項 目	内 容																									
目 的 (第1条)	<input type="checkbox"/> 豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理する																									
名 称 (第2条)	<input type="checkbox"/> 公立大学法人大阪																									
設置大学等 (第3条)	<input type="checkbox"/> 大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校																									
設立団体 (第4条)	<input type="checkbox"/> 大阪府及び大阪市																									
事務所所在地 (第5条)	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地：大阪市 ※設立団体との連携や設置された大学の各キャンパスへのアクセスなどを考慮																									
役 員 (第8条 ～第12条)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4a7ebb; color: white;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">任命</th> <th style="width: 15%;">任期</th> <th style="width: 15%;">定数</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>設立団体の長</td> <td>4年</td> <td>1名</td> <td>法人理事長と大学学長を分離</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>理事長</td> <td>2年以上 6年以内</td> <td>2名</td> <td>府大学長、市大学長が兼ねる 学長選考会議の選考に基づき任命</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>理事長</td> <td>2年</td> <td>7名以内</td> <td>1 / 3 以上は法人の役員又は職員以外の者から任命</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>設立団体の長</td> <td>4年以内 (※)</td> <td>2名以内</td> <td>※最終の事業年度の財務諸表の承認日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ※現在の役員定数 府立大学：理事長1人、理事6人以内、監事2人以内 市立大学：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内 </p>		任命	任期	定数	備考	理事長	設立団体の長	4年	1名	法人理事長と大学学長を分離	副理事長	理事長	2年以上 6年以内	2名	府大学長、市大学長が兼ねる 学長選考会議の選考に基づき任命	理事	理事長	2年	7名以内	1 / 3 以上は法人の役員又は職員以外の者から任命	監事	設立団体の長	4年以内 (※)	2名以内	※最終の事業年度の財務諸表の承認日まで
	任命	任期	定数	備考																						
理事長	設立団体の長	4年	1名	法人理事長と大学学長を分離																						
副理事長	理事長	2年以上 6年以内	2名	府大学長、市大学長が兼ねる 学長選考会議の選考に基づき任命																						
理事	理事長	2年	7名以内	1 / 3 以上は法人の役員又は職員以外の者から任命																						
監事	設立団体の長	4年以内 (※)	2名以内	※最終の事業年度の財務諸表の承認日まで																						

新法人の概要 <「定款」記載事項（主なもの）②>

<p>経営審議会 (第17条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人の経営に関する重要事項を審議するため経営審議会を置く 構成員：理事長、副理事長、理事長が指名する理事、 大学に関する有識者（法人の役員・職員以外の者） ※学外委員は総数の2分の1以上</p>
<p>教育研究審議会 (第20条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 大阪府立大学、大阪市立大学ごとに、教育研究に関する重要事項を審議するため教育研究審議会を置く 構成員：学長、副学長、学長が指名する理事、教育研究上重要な組織の長、学長が指名する職員、 大学の教育研究に関する有識者（法人の役員・職員以外の者） ※学外委員の数は4人以上</p>
<p>資本金 (第25条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 大阪府・大阪市が現法人に出資している資産の評価額合計</p>
<p>施行期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人成立の日から施行（平成31年4月1日予定）</p>

－ 新法人の意思決定体制（イメージ図）－

役員会

● 法人運営の重要事項に関する審議・議決

【審議・議決事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項
- ・法の規定による設立団体の長の認可・承認に関する事項
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・重要な組織の設置・廃止に関する事項 など

【構成員】

理事長、副理事長、理事、監事 * 監事は議決権は無し

監事

- ・法人業務の監査
- ・役員会に対して意見

経営審議会

● 法人の経営に関する重要事項の審議

【審議事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項(法人経営に関するもの)
- ・知事・市長の認可・承認に関する事項(法人経営に関するもの)
- ・学則、会計規程等経営に係る重要な規程の制定・改廃
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・組織・運営の状況について自ら行う点検・評価に関する事項など

【構成員】

理事長、副理事長、理事長が指名する理事
大学に関する有識者（法人の役員・職員以外の者）

教育研究審議会 * 大学毎に設置

● 大学の教育研究に関する重要事項を審議

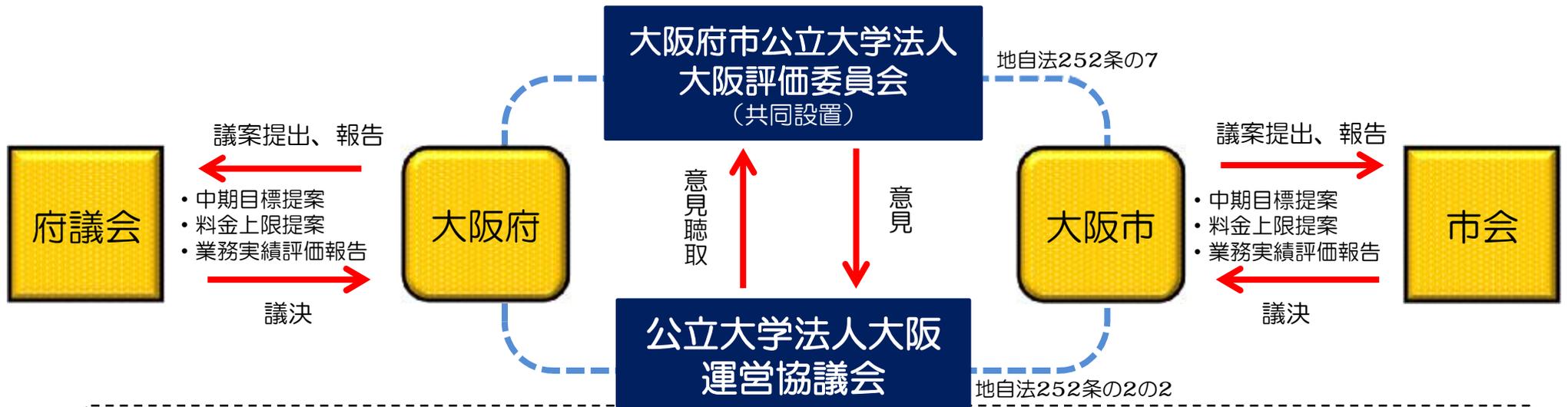
【審議事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項(教育研究に関するもの)
- ・知事・市長の認可・承認に関する事項(教育研究に関するもの)
- ・学則等、教育研究に係る重要な規程の制定・改廃
- ・教員の人事に関する方針・基準に関する事項
- ・教育課程の編成に関する方針に関する事項 など

【構成員】

学長、副学長、学長が指名する理事、
教育研究上重要な組織の長、学長が指名する職員
大学の教育研究に関する有識者（法人の役員・職員以外の者）

府市共同による大学運営（イメージ）



○大学運営に係る重要事項を協議・決定

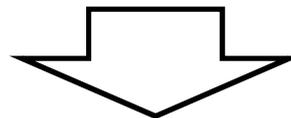
- ・定款の変更
- ・理事長・監事の任命
- ・料金の上限の認可
- ・中期目標の策定・指示
- ・中期計画の認可
- ・会計監査人の選任
- ・運営費交付金等の予算策定、交付 等

○大学代表者との協議

- 大学経営・運営に対する指示・指導・監督

※構成員

- ・知事、市長、関係部局長 等



法人運営体制

- ・理事長、副理事長、理事、監事
- ・経営審議会
- ・学長選考会議
- ・法人本部事務組織



大学運営体制

- ・学長、副学長、学長補佐
- ・教育研究審議会
- ・教育組織（大学院、学士課程）
- ・教員組織（研究院）
- ・人事委員会
- ・大学本部事務組織

「運営協議会規約」の概要

項 目	内 容
設 置	大阪府及び大阪市が協議会を設置（地方自治法第252条の2の2第1項）
目 的	公立大学法人大阪の設置団体に係る事務を共同で管理、執行並びに連絡調整を図る
名 称	公立大学法人大阪運営協議会
担任する事務	地方独立行政法人法に規定する設立団体としての事務の管理執行及び連絡調整 （理事長・監事の任命、業務方法書の作成、料金上限の認可、中期目標の策定、中期計画の認可、業務実績の評価等） ※地独法第123条で設立団体が2以上の場合の特例を規定
執務場所	大阪府咲洲庁舎
組 織	会長及び委員5人以内（会長：大阪府知事 副会長：大阪市長） ※委員は関係府市の長が協議の上、関係府市の職員のうちから関係府市の長が指名（副会長を除く）
会議の運営	・会議は委員全員が出席しなければ開くことができない（出席できない委員が別途指名した者の出席は可） ・必要に応じて法人の関係者、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる
負担金	・関係府市が負担し、負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める ・大阪市は負担金を大阪府に交付
予 算	大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上
決算報告	知事は、協議会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない
施行期日	府議会と大阪市会のうち最後に議決した議会の議決の日

「評価委員会共同設置規約」の概要

項目	内容
設置	大阪府及び大阪府が共同して評価委員会を設置（地方自治法第252条の7第1項、地方独立行政法人法第11条第1項）
名称	大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
執務場所	大阪府咲洲庁舎
組織	委員7人以内
委員	大学の教育、研究及び運営に関し識見を有する者のうちから知事が任命
会議	<ul style="list-style-type: none"> 委員の過半数が出席しなければ開くことができない 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する
負担金	<ul style="list-style-type: none"> 関係府市が負担し、負担すべき額は、関係府市の長の協議により定める 大阪市は負担金を大阪府に交付
予算	大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上
決算報告	知事は、評価委員会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない
施行期日	大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の施行日（規則で定める日） （参考）現行の公立大学法人大阪府立大学評価委員会は、新法人設立までの間、府大法人の業務実績評価のために存続する

新法人の財政運営 <財政支援の基本的な考え方>

支援水準

- 運営費交付金等については、現状の水準は維持しながら、自己収入の確保と経費の抑制の取組を継続させることなどにより、適正な支援を行う。
- さらなる投資については、リターン・メリットが具体的に示せるものについて判断を行う。

府市の負担割合

- 財政基盤となる運営費交付金については、大阪府と大阪市が相互に責任をもって予算措置する。

<大学統合までの時限的な負担割合>

【大阪府】大阪府立大学及び大阪府立高等専門学校に要する経費を負担

【大阪市】大阪市立大学の運営に要する経費を負担

※法人の共通経費にかかる運営費交付金については、その内容に応じ、府市で均等又は応分の負担割合とする

法人統合に伴うコストと期待される効果

法人統合に伴うコスト

- システム開発・改修経費や準備作業に係る経費など、一時的な投資経費が必要

法人統合で期待される効果

- 法人統合により両大学の経営面の一元化と教学面の連携をさらに強化し、新大学への移行をより円滑に推進
- 法人役員数の削減、法人共通部門の集約化を図ることで、経費の抑制や業務の簡素化・効率化を推進
- 両法人の職員のスキル等を最大限に活用し、事務組織の活性と事務力のアップを図ることにより、大学等の教育研究を支える事務体制を充実

スケジュール（予定）

●法人統合

- <2017(平成29)年> ■ 8月 新設合併協議（新法人の定款等）について、評価委員会に意見聴取
■ 9月 法人統合関連議案（新法人の定款等）について、府議会及び市会に提案
【提出予定議案】
・公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学の新設合併に係る協議
・大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正
・大阪府市公立大学法人大阪評価委員会の共同設置（規約）
・公立大学法人大阪運営協議会の設置（規約）
- 府議会及び市会の議決後、消滅法人に関して債権者保護手続き
- <2018(平成30)年> ■ 5月 総務省・文部科学省へ認可申請
- <2019(平成31)年> ■ 4月 法人統合（*新法人の業務開始）
- ※ 参考（大学統合）
- <2020(平成32)年> ■ 2月 大学統合関連議案（中期目標変更等(新大学設置)）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 新大学設置認可申請
- <2021(平成33)年> ■ 9月 大学統合関連議案（定款変更）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 定款変更認可申請
- <2022(平成34)年> ■ 4月 大学統合（*新大学スタート）